

「茅ヶ崎市教育基本計画 令和8年度改定版（素案の案）」についての主な意見及び対応方針
（第3回教育基本計画審議会からの修正点）

令和7年8月29日
茅ヶ崎市教育基本計画審議会
資料2

1. 第1部について

No.	政策	改定版 ページ	意見	対応方針
1	-	目次の 次ページ	児童は「小学校の児童」を指し、生徒は「中学校の生徒」を指すことの説明が必要ではないか。	目次の次ページに、次のとおり説明を追記します。 *本計画では、学校教育法に基づき、「満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者」を「児童」と表記し、「小学校の課程、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者」を「生徒」と表記します。
2	-	目次、 3、6	1-3と1-4で、それぞれ「課題」が挙がっているが、その違いが分かりにくい。	1-3が本計画策定時（令和2年）での課題であり、1-4が今回の改定にあたっての令和2年の課題を踏まえて新たに加えたものであることから、1-3の項目を「前計画の振り返り」から「計画策定時における前計画の振り返り」に変更し、1-3と1-4の内容（時点）の違いを分かりやすく示します。 併せて、1-2の項目を「計画策定時の教育を取り巻く施策の動向」から「計画策定時における教育を取り巻く施策の動向」に変更します。
3	-	11	「○子どもを取り巻く社会問題の多様化・複雑化」の説明文で、「いじめ・不登校」という1つの括りでの表記はふさわしくないのではないか。 （現行表記）いじめ・不登校、子どもの貧困、ヤングケアラー、児童虐待など、子どもを取り巻く社会問題が多様化・複雑化しています。社会全体で子どもを支える取り組みや、誰一人取り残さない共生社会の実現に向けた教育の推進が必要です。	次のとおり変更します。 いじめ、 <u>不登校等</u> 、子どもの貧困、ヤングケアラー、児童虐待など、子どもを取り巻く社会問題が多様化・複雑化しています。社会全体で子どもを支える取り組みや、誰一人取り残さない共生社会の実現に向けた教育の推進が必要です。

2. 第2部について

No.	政策	改定版 ページ	意見	対応方針
4	全体	-	図表のタイトルの位置について、わかりにくい。	図表とタイトル、出典等の要素の配置は変更せず、各要素が読みやすくなるよう要素の大きさのバランス修正を行います。 第5回審議会（10月2日開催予定）にて、修正案をお示しする予定です。
5	2	24,34	「〇教職員の働き方改革と校務DXによる子どもと向き合う環境づくり」の説明文で、問題行動が起きないための対策等を踏まえた、教職員の適正な人材確保をどのようにしていくのかについて、記載してほしい。	第5回審議会（10月2日開催予定）にて、修正案をお示しする予定です。
6	全体	31,35,41, 45,49,53, 57	政策のタイトルと指標のつながりについて、より分かりやすい説明がほしい。 第3部で記載されている指標や政策の効果検証に関する説明を加筆することで、読み手の納得感が上がるのではないかな。	各政策の「4）政策の効果を確認する指標」の文章の後に、指標の捉え方及び検証の考え方について、次のとおり説明を追記します。 政策実施の効果を中長期的な指標の推移から捉えるとともに、検証に必要な資料を収集・活用し、多面的な考察を行います。
7	5	47	基礎研究がなぜ必要なのか、その重要性を書いてほしい。 研究の発表テーマだけでなく、成果について記載した方が良い。	第5回審議会（10月2日開催予定）にて、修正案をお示しする予定です。
8	6	25,52	「〇教育施設の再整備」の説明文で、現行計画では「耐用年数をむかえる学校施設及び社会教育施設の建て替えや長寿命化を進めます。」であるが、今回の改定版（素案の案）では、「耐用年数をむかえる学校施設の建て替えや長寿命化を進めます。」となり、社会教育施設の記載がなくなったが、記載してほしい。	第5回審議会（10月2日開催予定）にて、修正案をお示しする予定です。

3. 第3部について

No.	政策	改定版 ページ	意見	対応方針
9	-	74	6) 市内教育施設について、施設のページにアクセスできるよう二次元コードを追加した方が良い。	公民館、青少年会館、茅ヶ崎公園体験学習センター、図書館、博物館、民俗資料館（旧和田家・旧三橋家・旧藤間家）の二次元コードを追加しました。
10	-	77～84	用語解説で、茅ヶ崎独自の取り組みについても記載した方が良い。	用語の解説に補足説明を追記しました。その他、必要な文言修正を行いました。 9)指導主事 10)スクールソーシャルワーカー 11)心の教育相談員 12)ふれあい補助員 13)特別支援学級 14)コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度） 15)インクルーシブ教育 20)ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業 23)ジュニアリーダー 26)デジタルアーカイブ 28)通級指導教室 34)働き方の見直し 40)計画訪問 42)小学校ふれあいプラザ 43)社会教育主事 45)レファレンスサービス 50)調査研究員会
11	-	77	用語解説の「人間性」についての説明がもう少し詳しく記載した方が良い。 人間性 本計画では、他を思いやる心や感動する心などを豊かな人間性としている。	次のとおり修正します。 <u>（豊かな）人間性</u> <u>本計画では、「豊かな人間性」を、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他を思いやる心や感動する心などのこととしている。文部科学省は学校教育で子どもたちに身につけさせたい力の総称を「生きる力」とし、「生きる力」を構成するものとして「知：確かな学力」「徳：豊かな人間性」「体：健やかな体（健康・体力）」としている。</u>

目 次

第1部 教育基本計画について

1-1	計画策定及び改定の趣旨	2
1-2	計画策定時における教育を取り巻く施策の動向	3
1-3	計画策定時における前計画の振り返り	6
1-4	計画改定にあたっての視点	11
1-5	計画改定の方針	16
1-6	計画の範囲と位置づけ	18
1-7	計画期間	19
1-8	計画の体系図	20
1-9	基本理念と基本方針	21
1-10	基本方針別の重点施策	23

第2部 基本方針別の施策

2-1	基本方針1「未来を拓く力をはぐくむ学校教育の充実」	28
1)	政策1 児童・生徒の資質と能力をはぐくむための授業づくりと学びを支える体制の構築	28
2)	政策2 質の高い学びを創るための教職員の人材育成と働きやすい環境の整備	32
2-2	基本方針2「ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実」	36
1)	政策3 子どもと大人が共に育ちあう社会教育の推進	36
2)	政策4 郷土に学び未来を拓く学習環境の整備	42
2-3	基本方針3「教育活動を効果的に進める教育行政の充実」	46
1)	政策5 教育的効果を高める教育行政の推進	46
2)	政策6 安全で安心な教育施設の整備	50
3)	政策7 子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備	54

第3部 計画の進行管理

3-1	進行管理	60
-----	------	----

資料編

1	改定体制	64
2	パブリックコメント実施結果	71
3	茅ヶ崎市の教育に関する基礎データ	72
4	参考文献	76
5	用語解説	77

*本計画では、学校教育法に基づき、「満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者」を「児童」と表記し、「小学校の課程、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者」を「生徒」と表記します。

1-2 計画策定時における教育を取り巻く施策の動向

前計画策定からの10年間で、超高齢社会、働き方改革²⁾など社会の変化に対して、様々な分野で取り組みが始まりました。これらの取り組みに共通するのは、様々な活動を通じて、多様な人と交流し、共に支えあう社会を実現していこうということです。

そこで、教育を取り巻く施策の動向を踏まえながら、本計画の考え方や具体的な施策を定めます。

1) 子どもの未来応援対策の推進

本市では、生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されることのない社会の実現を目指しています。そのために必要な環境整備や教育の機会均等の具現化に向け、子どもの貧困対策をはじめとした総合的な支援を行うことを目的とした、子どもの未来を応援するための組織横断的な取り組みを進めています。

2) 多世代が共生するまちづくり

本市の今後のまちづくりの方針を定めた「ちがさき都市マスタープラン」では、昼間人口の増加や生活の中で趣味や交流などの3次活動³⁾に充てる時間が徐々に増えるなど人々の生活スタイルの変化を踏まえ、今後は、様々な人に、色々なまちの使い方をしてもらい、多世代が交流し、つながり、共生するまちづくりを推進しています。

3) 高齢者の多様な生きがいの支援

茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画等に基づき、人生の高齢期においても運動などの健康づくりや趣味などのために外出する人が増える中で、子どもから大人までが交流し、互いに尊重しあい助けあう心を育てるための取り組みを推進しています。

1-3 計画策定時における前計画の振り返り

1) 前計画の検証と本計画への反映

○基本理念

前計画の基本理念「学びあい 響きあう 茅ヶ崎の教育を創造する ～豊かな人間性⁶⁾と自律性⁷⁾をはぐくむ～」には、これからの社会を形成するために、多様な人と協働しながら、様々な課題を積極的に解決する力が必要と考え、豊かな人間性⁶⁾と自律性⁷⁾をはぐくむことを基本理念に定めました。

超高齢社会や働き方の改革など社会が急激に変化し、新たな社会課題も生じています。そのような社会の変化に対応するためには、人々が持つ資質と能力として、豊かな人間性⁶⁾と自律性⁷⁾は、より一層重要になっていると考えます。

そこで、前計画の基本理念に込められた想いを継承しつつ、教育に関わる全ての人たちと、豊かな人間性⁶⁾と自律性⁷⁾をはぐくむことが教育には欠かせないこと、また、教育を進めるためには、それぞれの立場や力を生かし、ひとの「学び」と「育ち」を「支え」あうことが必要であることを教育に関わる全ての人たちと共有するための基本理念を定めます。

○学校教育と社会教育の一体的な推進

前計画の範囲を学校教育と社会教育の分野としたのは、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」という教育基本法第1条の目的を踏まえ、人格は生涯にわたって形成するものであると考えたためです。

生涯にわたる人格の完成については、変わることをない考えです。そこで、本計画の範囲も学校教育と社会教育の分野とし、両分野でより一層連携を深め、教育施策を進めていきます。

○市長部局との連携

学校教育では総合的な学習の時間等で、社会教育では公民館などの社会教育施設で行う講座などで、市長部局と連携した様々な取り組みを進めてきました。

「1-2 計画策定時における教育を取り巻く施策の動向」に示したように、超高齢社会や働き方の改革などを踏まえ、本市では様々な活動を通じて、多様な人が交流し、共に支えあう社会を実現していこうとしています。

このような社会を実現するためには、福祉、防災、環境、まちづくりなど様々な分野で活躍する人々の考えに触れ、関わりを持つことが必要と考えます。

そこで、学校教育及び社会教育における活動を支援する教育委員会事務局は、教

1-4 計画改定にあたっての視点

計画の中間見直しであることを踏まえ、「基本理念」「基本方針」といった基本的な考え方は継承し、本計画に基づく施策を引き続き推進するものとします。

その上で、以下に示す、本計画策定後における社会情勢等の変化や国の主な動向、計画に基づき行ってきた取り組みの成果と課題を踏まえ、「基本方針別重点施策」を中心とした施策体系の見直しを行います。

1) 本計画策定後の社会情勢の変化

○新型コロナウイルス感染症の流行と将来の予測が困難な VUCA の時代

新型コロナウイルスは感染者数の増加と減少を繰り返し、市民生活に大きな影響を与えましたが、感染症の流行を契機に GIGA スクール構想²⁴⁾が推進され、小・中学校の ICT²⁵⁾化は急速に発展しました。現代は将来の予測が困難な「VUCA(変動性、不確実性、複雑性、曖昧性)」の時代とも言われ、危機に対応する強靭さを備えた社会の構築が求められています。

○Society 5.0 (超スマート社会)

第6期科学技術・イノベーション基本計画において、我が国が目指すべき未来社会像について、「持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人一人が多様な幸せ(well-being)を実現できる社会」として人間中心の社会としての「Society 5.0 (超スマート社会)」が示されました。実現に向けた政策の柱の1つとして「一人一人の多様な幸せと課題への挑戦を実現する教育・人材育成」が掲げられています。

○少子化、人口減少、高齢化

国立社会保障・人口問題研究所の令和5(2023)年推計によると、総人口は令和2(2020)年の30年後に現在の8割に減少、65歳以上人口はおおよそ4割になると推計されています。同推計によると茅ヶ崎市は、総人口は令和2(2020)年の約24.2万人から緩やかに減少し、令和32(2050)年は約22.7万人となる見込みです。また、年少人口は約3.1万人から約2.5万人に、老年人口は約6.5万人から約8.3万人となり、老年人口は総人口のおおよそ4割になると推計されています。

○子どもを取り巻く社会問題の多様化・複雑化

いじめ、不登校等、子どもの貧困、ヤングケアラー、児童虐待など、子どもを取り巻く社会問題が多様化・複雑化しています。社会全体で子どもを支える取り組みや、誰一人取り残さない共生社会の実現に向けた教育の推進が必要です。

3) 市長部局との連携

様々な資源と分野を学ぶ機会の創出

教科学習や総合的な学習の時間などで活用できる教育資源（ひと・もの・こと）を提供し、児童・生徒が環境、福祉、都市計画、芸術、スポーツ、経済、**防災、防犯**などを学ぶ機会を創出します。

地域とともにある学校づくり

地域住民や市長部局と学校運営の方向性等を共有し、授業づくりや学校運営など学校の教育活動を支援します。

4) 政策の効果を確認する指標

児童・生徒の学ぶ意欲や学校生活における児童・生徒のサポート体制を次の項目を用いて把握し、政策の効果を検証します。

政策実施の効果を中長期的な指標の推移から捉えるとともに、検証に必要な資料を収集・活用し、多面的な考察を行います。

指標	根拠資料
学校で色々なことが分かるようになることが楽しいと思う割合（％）	茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査
もっと学習したいと思う割合（％）	
学級の友だちと一緒に学習することが楽しいと思う割合（％）	
授業が分からなくなったとき、先生や友だちが助けてくれると思う割合（％）	
学校生活で困ったことやトラブルが起きたとき、先生や相談員さんが助けてくれると思う割合（％）	

3) 市長部局との連携

地域の教育資源や市長部局と連携した事例を学ぶ機会の創出

教職員向けに地域の人材、歴史、まちづくり及び市長部局と連携した学習事例を学ぶ機会を提供し、地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活用した教育活動を促進します。

4) 政策の効果を確認する指標

教職員の研修機会等が創出されているかを、次の項目を用いて把握し、政策の効果を検証します。

政策実施の効果を中長期的な指標の推移から捉えるとともに、検証に必要な資料を収集・活用し、多面的な考察を行います。

指標	根拠資料
教職員の時間外在校等時間の割合（1か月当たり45時間を超える教職員の割合）（％）	学務課調べ
現在の職場を働きやすい職場と感じている教職員の割合（％）	
「仕事にやりがいがある」と感じている教職員の割合（％）	
研修・講座に参加して効果があると感じ、実践しようと思う教職員の割合（％）	教育センター調べ
「子どもの育ち」をテーマとした教育職員対象講座の参加者のうち、自ら実践したいと思う参加者の割合（％）	
教職員の研修参加者数（人）	

3) 市長部局との連携

他分野と連携した楽しく創造性のある社会教育講座の実施

人口特性、都市構造及び地域活動など様々な視点から地域の状況を把握し、文化、環境、都市計画など他分野の職員との意見交換や連携した講座等を企画するなど、楽しく創造性のある社会教育講座をより一層充実します。

4) 政策の効果を確認する指標

公民館、図書館等が地域の交流施設として、教育の場として市民等に利用されているか、次の項目を用いて把握し、政策の効果を検証します。

政策実施の効果を中長期的な指標の推移から捉えるとともに、検証に必要な資料を収集・活用し、多面的な考察を行います。

指標	根拠資料
社会教育関係職員の研修参加者数（人）	社会教育課調べ
社会教育主催事業・イベントの参加者数（人）	
市人口当たりの公民館の <u>利用割合</u> （％） （公民館の利用者数／市人口）	
公民館を利用したことがある児童・生徒の割合（％）	茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査
市人口当たりの青少年会館の利用割合（％） （青少年会館の利用者数／市人口）	青少年課調べ
市人口当たりの体験学習センターの利用割合（％） （体験学習センターの利用者数／市人口）	
青少年育成推進協議会主催「子ども大会」参加者数（人）	
小学校ふれあいプラザの利用者数（人）	
子どもの家の利用者数（人）	
市民1人当たりの貸出点数（貸出 <u>点数</u> ／市人口）（ <u>点</u> ）	図書館調べ
図書館（分館、図書コーナーを含む）を利用したことのある児童・生徒の割合（％）	茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査
家庭教育と幼児期教育の支援に関する研修・講座の開催数（回）	<u>社会教育課</u> 調べ
<u>児童クラブの入所児童数（人）</u>	<u>青少年課</u> 調べ

3) 市長部局との連携

博物館内にとどまらない博物館活動の展開

博物館のデジタルアーカイブ²⁶⁾への資料掲載にあたっては、図書館のみならず、美術館や文化推進課市史編さん担当といった市長部局が有する資料の掲載も協力・連携して進め、デジタルアーカイブ²⁶⁾を活用した教育活動を展開します。

都市資源に関する情報の収集と活用

ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業²⁰⁾を通じて、歴史、文化、自然、産業、人材等の都市資源に関する情報を収集し、まちづくり、観光などの施策に活用するために情報を共有します。また、市長部局と連携して都市資源を学ぶ機会を提供します。

市長部局との連携による文化財の保護・活用

開発行為などの計画について、適切に文化財保護法に基づく手続きが行われるよう、市長部局と連携し情報共有を図り、茅ヶ崎市内に現存する埋蔵文化財が、開発行為などにより失われることを防ぎます。

また、茅ヶ崎市が所有する文化財の活用については、所管課と連携し、文化財の価値が守られるよう努めます。

4) 政策の効果を確認する指標

博物館・民俗資料館の利用状況などを、次の項目で把握し、政策の効果を検証します。

政策実施の効果を中長期的な指標の推移から捉えるとともに、検証に必要な資料を収集・活用し、多面的な考察を行います。

指標	根拠資料
市人口当たりの博物館・民俗資料館の利用割合（％） （博物館・民俗資料館利用者数／市人口）	博物館調べ
文化財に関する講演会、展示・発表会などの公開事業の参加者数（人）	社会教育課調べ
ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業で開催した講座等の開催数（回）と受講者数（人）	

4) 政策の効果を確認する指標

教育に関する研究の活動状況を把握するため、調査研究委員会⁵⁰⁾で行われている研究の背景、内容及び研究で得られた知見を確認します。

政策実施の効果を中長期的な指標の推移から捉えるとともに、検証に必要な資料を収集・活用し、多面的な考察を行います。

指標	根拠資料
調査研究委員会の研究テーマ	教育センター調べ
調査研究等の成果の公表状況と調査研究発表会の参加者数（人）	教育センター調べ

写真

学びあい 育ちあい 支えあう ちがさきの教育

深い学びを実現するための
情報活用能力の調査研究

茅ヶ崎市では、校長から推薦された小・中学校の教員により、4つの調査研究委員会を設けています。各調査研究委員会では、教育課題に関する研究テーマを設定し、2年間の調査研究を行い、3年目に市調査研究発表会において、市内の教員に向けて研究成果を発表しています。令和7（2025）年度は、情報教育調査研究委員会が「深い学びを実現するための授業づくり～情報活用能力の視点から～」というテーマで発表を行いました。

課題

インターネットをはじめとする情報技術、生成AIなどの技術革新が急速に進むなど、社会がどんなに変化し、予測困難な状況になったとしても、自ら課題を見つけ、主体的に学び、考え、判断して行動するために、情報活用能力の育成は重要です。

情報教育調査研究委員会の取り組み

令和5（2023）年度に、小学校4年生の算数「倍の見方」の研究授業が行われました。「5倍にすると学校の何になる」クイズ作りを学習課題として、身近にあるものからクイズの題材を選び、直接定規で測定できないものは測定アプリを活用しながら、その5分の1の紙テープを作成しました。

この研究授業では、ICT機器の活用だけに着目せず、友だちの意見や以前に学習したことなどの「情報」をつなげることも重要な情報活用能力であるという、学習の本質を問い直すことができました。

このように、各調査研究委員会では研究テーマに基づいた調査研究に取り組み、「ちがさきの教育」として、調査研究成果を市内教員に発信し、教育の質の向上に努めています。

3) 市長部局との連携

ユニバーサルデザイン³⁸⁾に配慮した施設づくりと施設の複合化

学校施設の建て替えや長寿命化などにあたっては、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想に基づき、ユニバーサルデザイン³⁸⁾に配慮した学校施設づくりを進めます。

また、施設の複合化にあたっては市長部局所管の施設との複合化も検討します。

4) 政策の効果を確認する指標

教育施設の改修等の進捗や児童・生徒の教育施設に関する意識を、次の項目を用いて把握し、政策の効果を検証します。

政策実施の効果を中長期的な指標の推移から捉えるとともに、検証に必要な資料を収集・活用し、多面的な考察を行います。

指標	根拠資料
教室や体育館、運動場の施設を安心して利用できると思う割合（％）	茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査
教育施設の再整備（大規模改修）の累計棟数（棟）	教育施設課調べ

4) 政策の効果を確認する指標

児童・生徒が、学校施設や通学路が安全であると感じているか、毎日の食事が十分に摂れているかなどを、次の項目を用いて把握し、政策の効果を検証します。

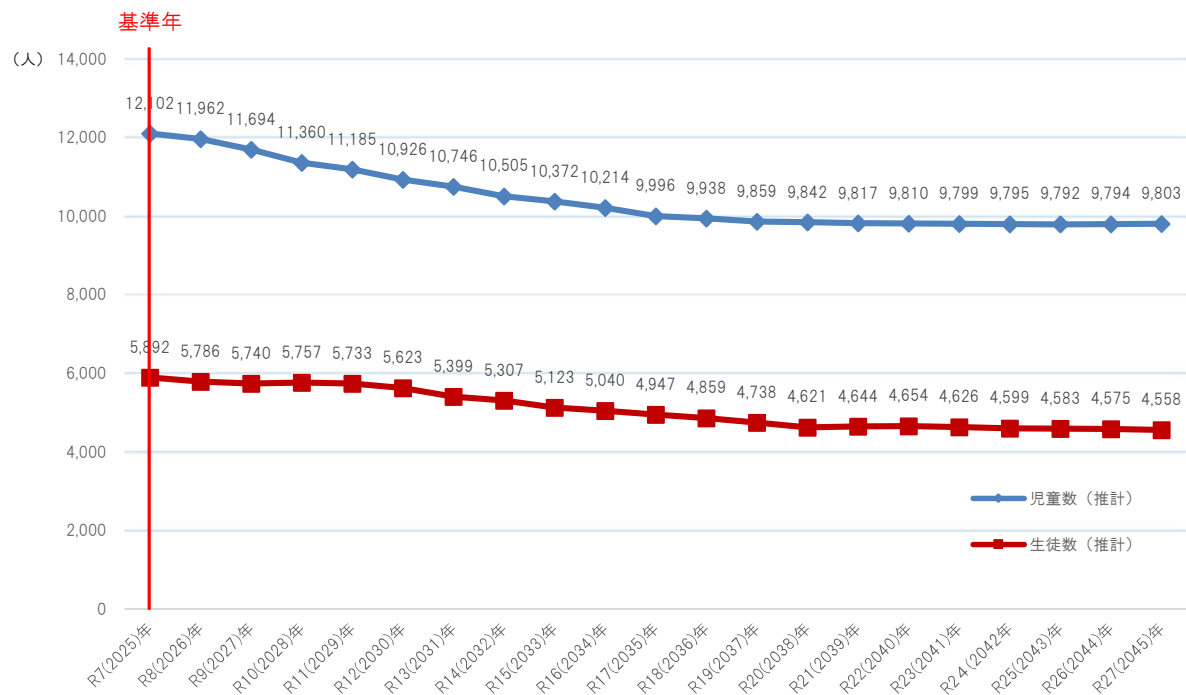
政策実施の効果を中長期的な指標の推移から捉えるとともに、検証に必要な資料を収集・活用し、多面的な考察を行います。

指標	根拠資料
学校給食摂取基準に対する児童・生徒の推定摂取量	学務課調べ
地域の大人に見守られていると思う割合（％）	茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査
いつも登下校している通学路が安全だと思う割合（％）	
学校内・登下校時の事故報告件数（件）	学務課調べ

5) 児童・生徒数推計

過去5年間の未就学児童、児童及び生徒数を用いて、将来の市立小・中学校に在学する児童・生徒数を推計したものです。

児童・生徒数の推計について▶



出典 令和7年度版 児童・生徒数の推計についてをもとに作成

6) 市内教育施設

教育委員会が所管する学校施設以外の教育施設一覧です。

社会教育課のまめ▶



小和田公民館	美住町 6-20
鶴嶺公民館	萩園 2028-55
松林公民館	室田 1-3-2
南湖公民館	南湖 6-15-1
香川公民館	香川 1-11-1
青少年会館	十間坂 3-5-37
茅ヶ崎公園体験学習センター (うみかぜテラス)	中海岸 3-3-9
図書館	東海岸北 1-4-55
図書館香川分館	香川 1-11-1
博物館	堤 3786-1
民俗資料館 旧和田家住宅	堤 3882
民俗資料館 旧三橋家住宅	堤 4318
民俗資料館 旧藤間家住宅	柳島 2-6-30

公民館▶



茅ヶ崎市博物館 2024▶



青少年会館▶



博物館▶



茅ヶ崎公園体験学習センター▶



旧和田家住宅
旧三橋家住宅▶



図書館▶



旧藤間家住宅▶



5 用語解説

No.	用語	解説
1)	学習指導要領	小学校・中学校・高等学校、特別支援学校を対象に教育課程、教科内容とその扱い、基本的な指導事項などを示したもの。文部科学大臣が告示し、教科用図書編集の基準にもなる。
2)	働き方改革	働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するための取り組み。国では働き方の見直しを総合的に推進するため、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30（2018）年7月6日公布）」を制定し、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等のための措置を講じる取り組みを進めている。
3)	3次活動	睡眠、食事など生理的に必要な活動を「1次活動」、仕事・家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動を「2次活動」と呼ぶ。これら以外の活動で各人の自由時間における活動を「3次活動」と呼んでいる。
4)	持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）	2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標。通称「グローバル・ゴールズ」といい、国連に加盟する全ての国は、全会一致で採択したアジェンダをもとに、2015年から2030年までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発のための諸目標を達成するために、様々な取り組みを進めている。
5)	ミレニアム開発目標（MDGs : Millennium Development Goals）	2009年9月にニューヨークの国連本部で開催された国連ミレニアム・サミットで、採択された「国連ミレニアム宣言」と1990年代に開催された主要な国際会議やサミットでの開発目標をまとめたものが国際目標。MDGsは、発展途上国など国際社会の支援を必要とする課題に対して2015年までに達成するという期限付きの8つの目標、21のターゲット、60の指標を掲げている。
6)	<u>（豊かな）人間性</u>	<u>本計画では、「豊かな人間性」を、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他を思いやる心や感動する心などのこととしている。文部科学省は学校教育で子どもたちに身につけさせたい力の総称を「生きる力」とし、「生きる力」を構成するものとして「知：確かな学力」「徳：豊かな人間性」「体：健やかな体（健康・体力）」としている。</u>
7)	自律性	本計画では、「自律性」を、自ら考え、判断し、表現することによって様々な問題に積極的に対応し解決していく力としている。「自立」と「自律」という言葉があるが、「自律」とは、発達段階に応じて、自分の頭で考えて自分の判断で行動するという一方で、「自立」とは、自分の力で独り立ちしていること。社会に出て行って一人前の人間として社会生活を自分で営んでいくことであり、「自立」と「自律」は意味合いが異なっている。

No.	用語	解説
8)	点検・評価	教育委員会は毎年、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条により、その権限に属する教育行政事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務づけられている。
9)	指導主事	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第1項又は第2項に基づき、学校の営む教育活動自体の適正・活発な進行を促進するため、校長及び教員に助言と指導を与えることを職務として教育委員会事務局に置かれる職のこと。教育課程、学習指導、生徒指導、教材、学校の組織編制その他学校教育の専門的事項の指導に関する職務を行う。
10)	スクールソーシャルワーカー	学校教育法施行規則第65条の4及び第79条に規定される職員であり、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、課題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく職員のこと。
11)	心の教育相談員	子どもが教育上直面する問題及び不安や悩みの相談に対応し、その健全な育成、非行化の防止及び自立を目指し、相談を行う職員のこと。各小・中学校に1人ずつ配置している。相談員による面接等の内容は、「ふれあい・いじめ・不登校・学習進路・家族関係・友人関係・異性関係・自己性格・身体健康・その他」に係るもの。「その他」は、部活動や教員に関すること、身体（性に関する問題を含む）の悩み等。
12)	ふれあい補助員	小・中学校の通常の学級及び特別支援学級に在籍する支援を必要とする児童・生徒が、学校生活を円滑に送るため、授業を含む学校生活全般の補助支援を行う職員のこと。一般的に言う「特別支援教育支援員」のこと。
13)	特別支援学級	小学校、中学校等において以下に示す障がいのある児童・生徒に対し、学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級のこと。本人の障がいの状態等や教育的ニーズを踏まえ、専門家の意見を聞きながら、保護者との合意形成を図り、就学先を決定していく。 【対象となる障がい】知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症者・情緒障害者
14)	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づき、学校の代表、保護者及び地域住民等が、学校運営に対して協議し、その考えを踏まえながら学校運営を進める仕組みのこと。 「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」を設置した学校長は、教育課程の編成など学校の運営に関する基本方針などを作成するにあたり、各学校に設置する同協議会の承認を得なければならない。 本市では、令和3（2021）年度から順次導入し、令和7（2025）年度に全小・中学校での導入となった。

No.	用語	解説
15)	インクルーシブ教育	共生社会の実現に向け、全ての子どもが同じ場で共に学び共に育つことを <u>目指す教育</u> のこと。
16)	社会教育関係職員	社会教育主事、社会教育嘱託職員のほか、社会教育課や青少年課に配属されている職員のこと。
17)	下寺尾遺跡群	古代の官衙関連遺跡や弥生時代の環濠集落跡、縄文時代の貝塚といった複数の遺跡からなる下寺尾西方地区周辺の遺跡群。一部が国の史跡に指定されている。
18)	下寺尾官衙遺跡群	古代の相模国高座郡の役所である高座郡衙跡や、古代寺院である下寺尾廃寺、さらに関連する遺跡からなる飛鳥・奈良・平安時代の官衙遺跡群。平成27（2015）年3月10日に国の史跡に指定。
19)	下寺尾西方遺跡	弥生時代中期後半に営まれた環濠集落跡。2本の環濠（集落を囲う大きな溝）が確認されており、外側の環濠は南関東最大級の規模をもつ。高座郡衙と同位置で確認されている。平成31（2019）年2月26日に国の史跡に指定。
20)	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業	本市の全域を建物のない博物館と見立てて、文化、歴史、自然、産業、商業、公共施設、人材等を幅広く抽出し（これらを都市資源と呼ぶ。）、調査・研究し、それぞれが有する <u>意義</u> や魅力を広く周知する一方、相互に関連づけて活用を図ることによって、茅ヶ崎を取り巻く様々な課題の解決につなげ、ひいてはまち全体の活性化を図ろうとする事業 <u>のこと</u> 。
21)	旧和田家住宅	昭和57（1982）年に市重要文化財に指定された建物。幕末の大型民家の特徴をよく備え、良質の材料を使っており、改造が少なく、建築の過程が分かる記録が残っていることが評価されている。平成29（2017）年に景観重要建造物に指定されている。

No.	用語	解説
22)	旧三橋家住宅	昭和46（1971）年に市重要文化財に指定された建物。幕末の農家の作りをよく備え、改造が少ない。また、建築の過程が分かる記録が残っていることが評価されている。平成29（2017）年に景観重要建造物に指定されている。
23)	ジュニアリーダー	子ども会活動や地域の行事などで、ボランティアとして主に小学生に対しゲームや野外活動等の指導をする青少年リーダーのこと。
24)	ギガ GIGAスクール構想	学校における学びを通じて、子どもたちを誰一人取り残すことなく、一人一人がICTを利用できるように教育におけるICT環境を加速化するために令和元（2019）年度からスタートした文部科学省の政策。児童・生徒1人につき1台のタブレット（又はPC）端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、それら環境を活用した学習を行い、個々の児童・生徒に最適化された教育の実現を目指している。 なお、GIGAスクール構想の「GIGA」とは「Global and Innovation Gateway for All（全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉）」を意味する。
25)	ICT	Information and Communication Technologyの略で、多くの場合「情報通信技術」と和訳される。IT（Information Technology）の「情報」に加えて「コミュニケーション」（共同）性が具体的に表現されている点に特徴がある。ICTとは、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現であるといえる。
26)	デジタルアーカイブ	博物館、図書館、美術館などの施設が所有する郷土資料をデジタル化し、Webで資料が閲覧・検索できる仕組みのこと。 <u>本市では令和4（2022）年度にデジタルアーカイブ「ちがだべ」を構築し、資料の公開等を行っている。</u>
27)	学芸員	<u>博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業を行う「博物館法」に定められた、博物館におかれる専門的職員で、博物館法第5条に規定する要件を満たすことで学芸員の資格を取得することができる。</u>

No.	用語	解説
28)	通級指導教室	小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対して、障がいに応じた特別の指導を行っている教室。<u>本人の障がいの状態等や教育的ニーズを踏まえ、利用を決定する。</u> 【対象となる障がい】言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者
29)	地域の教育力	地域社会に存在する、あらゆる人、物、自然、文化等の教育資源が子どもたちの学びにおいて、優れた影響を与えることを指す。
30)	校務DX	これまでの紙ベースの業務が主流の校務を情報（デジタル）化し、データ連携による新たな学習指導・学校経営の高度化を目指し、児童・生徒に「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実、教職員にはICT活用による長時間勤務の解消により、学校の働き方改革を実現するためのデジタル技術を活用した校務の在り方の変革を指す。
31)	資質・能力	新学習指導要領では、資質・能力をはぐくむための3本柱を「知識や技能」、知識と技能を使う「思考力・判断力・表現力など」、「学びに向かう力、人間性等」としている。
32)	確かな学力	基礎的・基本的な「知識や技能」に加えて、「学ぶ意欲」や「思考力・判断力・表現力など」を含めた幅広い学力のこと。
33)	生きる力	学校教育で子どもたちに身につけさせたい力の総称のこと。文部科学省が提唱しているもので、知識や技能に加え、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、より良く問題を解決するなどの「確かな学力」、他人を思いやり、感動したりするなどの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健やかな体（健康・体力）」などから構成されている。
34)	働き方の見直し	教職員の働き方改革については、平成31（2019）年1月25日に、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が取りまとめられた。答申に基づき、国では、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」の策定など教職員の勤務時間管理の徹底、ストレスチェックや休日の確保など健康管理に関する取り組み、教職員の意識改革を行っている。 <u>本市では、令和7（2025）年5月に「神奈川県教育委員会と連携した茅ヶ崎市立学校の教職員の働き方改革指針」を策定した。</u>

No.	用語	解説
35)	地域学校協働活動	<u>地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。期待される効果として、次のようなものが挙げられる。</u> ・子ども: 学びの充実によるコミュニケーション能力の向上、地域理解・関心深化 ・教員: 特色ある学校づくり、地域との連携力向上、教育水準の向上、教員の負担減 ・地域住民: 地域活性化、地域課題解決への発展、地域のつながり形成
36)	藤間家住宅主屋	大正12（1923）年の関東大震災で家屋を損壊した藤間家が、昭和7（1932）年に建築した住宅。日本の建築に洋風文化を取り込むなど大正・昭和を代表する建築家であった西村伊作の作風の一端を示す近代住宅。なお、建設時の図面や書類が残っており、設計は西村建築株式会社、棟梁は石井兼吉であることが分かっている。平成27（2015）年3月26日に国の登録有形文化財に登録された。
37)	EBPM	<u>Evidence Based Policy Makingの略。政策の企画立案にあたり、目的を明確化し、その目的に対して、政策に実質的な効果があるかどうか因果関係を明確にするとともに、具体的・客観的な情報やデータ（エビデンス）に基づき検証等を行うことで、効果的に目的達成できる政策を決定すること。</u>
38)	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。
39)	道路管理者	道路法第3章第1節に規定された道路を管理する主体のこと。茅ヶ崎市道は道路管理課が、県道及び一部の国道では神奈川県、県が管理する国道以外のものは国土交通省が管理主体となっている。
40)	計画訪問	市教育委員会の指導主事が各小・中学校に<u>計画的に</u>赴き、授業中の<u>子どもの様子や授業の仕方</u>を確認し、教職員の指導力向上のために指導・助言を行うこと。<u>本市では、毎年、小・中学校併せて10校程度を対象に実施している。</u>

No.	用語	解説
41)	校内研究会	学校において、児童・生徒に教育のため、より良い授業づくりを目指した実践中心の教職員の共同研究活動。
42)	小学校ふれあいプラザ	<u>小学校ふれあいプラザ事業に関する実施要綱に基づく</u> 、放課後の小学校施設を利用した、小学生の安全な居場所、遊び場を確保し、異年齢児童間の交流の促進や自主性・創造性を養うことを目的とした事業のこと。 <u>本市では、運営委員会に委託し、学校・地域・保護者等と連携して実施している。</u>
43)	社会教育主事	<u>社会教育法第9条の4の規定を充足する者で、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う職のこと。</u> <u>具体的には、社会教育事業の企画・立案・実施などを行う。</u>
44)	司書	<u>都道府県や市町村の公共図書館等で図書館資料の選択、発注及び受け入れから、分類、目録作成、貸出業務、レファレンス、読書案内などを行う専門的職員で、図書館法第5条に規定する要件を満たすことで司書の資格を取得することができる。</u>
45)	レファレンスサービス	利用者の学習や調査研究のために、どのような図書館資料（蔵書・CD-ROM・データベースなど）を利用すればよいのかを案内し、効率的な調査研究の支援を行うためのサービスのこと。
46)	祭囃子	祭りの際に演奏される音楽のこと。
47)	学校給食調理員	学校給食を提供するために、給食の調理を行っている職員。学校栄養職員や栄養教諭の作成した献立をもとに、給食の調理を行っている。
48)	教育施設業務員	小・中学校で、学校施設管理や事務処理を行っている職員のこと。

No.	用語	解説
49)	学校徴収金	教育活動にかかる費用のうち教材費、修学旅行費、給食費、PTA会費など、保護者の方に負担してもらう経費のこと。
50)	調査研究員会	教育センターで実施している研究に携わる 教員の研究 グループのこと。 。毎 年度、3～5つのテーマを設定し、研究活動を行っている（テーマの詳細は政策5を参照）。
51)	学校給食摂取基準	学校給食法第8条第1の規定に基づき、文部科学省が定めた学校給食実施基準。同基準については、定期的に改正される。